

令和6年（行コ）第9号・サケ捕獲権確認請求控訴事件

控訴人 ラポロアイヌネイション

被控訴人 国ほか1名

2025（令和7）年8月22日

札幌高等裁判所 第3民事部2係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士	市	川	守	弘
弁護士	長	岡	麻	寿
弁護士	毛	利		節
弁護士	難	波	徹	基
弁護士	木	場	知	則
弁護士	今	橋		直
弁護士	皆	川	洋	美
弁護士	伊	藤	啓	太

準備書面（2）

第1（特別採捕許可は控訴人の文化享有権を保障するものではない）

1 原判決は、特別採捕許可は「アイヌの人々に文化享有権が保障されていることに配慮されたものである」と判示するが、その判示は根本的に誤っている。

2 すなわち、北海道漁業調整規則52条の特別採捕許可制度は、あくまでも「伝統的な儀式もしくは漁法の伝承及び保存ならびにこれらに関する知識の普及啓発等」に限って認められるに過ぎない。捕獲できる数はもちろん、採捕の日時や網を入れる場所、漁法、網目の大きさまで被控訴人北海道によって指定され、それぞれ、道職員による検査・確認を受けなければならないのである。

また、捕獲したサケも儀式のためにしか用いることが許されない（原告準備書面（6）10頁以下）。

3 このような、儀式のためだけにサケの採捕を認めることは、先住民族の文化享有権の保障たり得ない。

けだし、「文化というものは様々な形、特に資源使用に結び付いた独特の生活様式といった形で、それ自身を表現する」「この権利には漁業又は狩猟などの伝統的な活動を行う権利及び法律で保護された居留地で生活する権利も含まれる」（自由権規約委員会一般的意見23、甲30の1、2 para 7）からである。

国際人権法が保障する文化享有権は、先住民族の伝統的儀式の「伝承及び保存」のためのものではなく、資源利用に結び付いた、すなわち資源を利用する

経済活動を含む生活様式そのものなのである。

学説も、「先住民族についてはそのライフ＝スタイルが『土地』の資源利用に結び付いている。よって、先住民族についてはその文化の享有権に、狩りや漁撈のような伝統的経済活動に従事する権利と（集団の他のメンバーと一緒に文化を享有するため）法律で保護された保留地に住む権利が保障されている」と指摘している（甲４８）（原告準備書面（４）７頁以下）。

第２（「アイヌが自由にできない、わずかなサケの『豊漁』を祈る儀式」は、それ自体矛盾である）

１ 本件においても、そもそも儀式は本来、アイヌの生活を豊かにするためにサケの豊漁を祈り、カムイに感謝するというものである。最初に川に遡上してくるサケを捕らえて神に捧げる「アシリチェプノミ」の儀式においても、「川をきれいにしますからサケをたくさん川に上らせてください」と神に祈り、川を遡上するサケの豊漁を願うのであり、司祭の祈りには「今年も豊漁であるように」「無事に漁ができるように」との言葉が繰り返し現れる。

２ しかし、アイヌが自由に食べることもできずその生活と関わることのないサケの「豊漁」を祈り感謝する儀式を行うことも、またその儀式のためだけにサケの捕獲を認めることも、それ自体が矛盾そのものである。

原告代表者丹野るみかは、２０２５年６月１９日の意見陳述において、「アイヌが自由に食することさえできないサケの豊漁を祈る儀式、そのためだけにサケ捕獲を認めることは矛盾だと思います。サケを自由に獲ることは、アイヌとして生きることなのです。儀式のためだけではありません。」「アイヌ古式舞踊やアイヌ刺繍は博物館で見ることができません。しかし、サケを自由に獲ることによってアイヌとして生きることが、博物館ではできません。それは私たちがアイヌであることそのものの証なのです。」と述べた。

すなわち、狩猟民族として川を遡上するサケとともに生きてきたアイヌにとって（甲１９、甲６２、甲６７）（原告準備書面（６）４５頁以下、同（９）２頁以下）、生活基盤を形成する資源として川でサケを捕獲することは、民族としてのアイデンティティそのものであり、生活であり、且つ経済、文化、社会構造の基盤そのものであった。それ故、アイヌは川に沿って、鮭の産卵床付近にコタンを形成し、その文化を育んできたのである（甲６７）。

３ 「伝統的儀式や漁法の伝承・保存、知識の普及」のためにのみわずかに「許可」される「特別採捕」は、アイヌの先住民族としての文化享有権を保障するものではなく、その文化を形式に押し込める新たな同化政策であるとさえ言える。

第３（川でのサケ捕獲は、アイヌとしてのアイデンティティと誇りを取り戻すことである）

- 1 アイヌは、いわれない差別を受け、川でのサケ捕獲を禁止されてその民族としての経済基盤を奪われる中で、多くが貧困に苦しんできた。その中で、アイヌの人々が最も苦しんできたことの1つが、民族としてのアイデンティティと誇りを奪われたことである。
- 2 曾祖父に白老のコタンコロクルを持つ女性でさえ、差別を恐れた両親からアイヌのルーツについて知らされず育ち、にもかかわらずアイヌというだけの理由でいじめに遭い、「ア」「アイ」という言葉を見たり聞いたりするだけで動悸が激しくなり、苦しくなったという。「親から言われたわけではない。もしかしたら違うかも。」という思いだけを心の支えにしながら、「大人になったら故郷を出る」と心に決めていた彼女は、「アイヌ民族は自分たちも自然の一部だという素晴らしい精神性を持った民族である」というメッセージに救われ、アイヌであることに誇りを持つようになったといい、「そもそもアイヌから権利や文化を奪ったのは国なのです。アイヌが権利や文化を奪われた歴史を考えてほしいのです」と述べている（甲117）。

また、あるアイヌの女性は、「薄毛の和人たちは、毛深い私たちアイヌを獣のように馬鹿にしました。毛深いことは自分では解決できないことですが、それが子供や若者にはコンプレックスになっていきます。なぜ、このような理不尽な目にあわなければいけないか、その頃は全く理解できませんでした。この悩みは、その後、なぜ、アイヌが川でのサケ漁が禁止され、アイヌ語や文化を否定されなければならないのかという疑問へとつながっていきました。かつてのアイヌは、川で自由にサケを獲り、浜でコンブを採ることができたのに、なぜ…。」「自然やカムイが身近に感じられる暮らしから切り離された文化には力がありません。しかし、今、アイヌ文化は暮らしから切り離されて、博物館に飾られるものになっています。おおもとのアイヌとしての生活がなければ、アイヌの刺繍、木彫り、歌・踊りも、細ってしまいます。形をなぞらえるだけのものになってしまいます。もし政府がアイヌの文化を推進したいと思うなら、その文化を支えるアイヌとしての暮らしも保証されなければなりません。北海道の川の1本でも2本でもいい。そこでアイヌが自由にサケ漁ができる権利を取り戻したい。そうすればアイヌに力が戻ってきます。」「もし、自由にサケが獲れていたら、兄もほかの若者たちももっとお金を稼げたと思う。そうしたら父と母もどんなにか喜んだだろう。アイヌには権利がないから、堂々と生きられないのです。」と述べている（甲118）。

- 3 アイヌが先祖伝来の土地の川でサケを捕獲することは「アイヌとして生きること」、「私たちがアイヌであることそのものの証なのです」と原告代表者が述べるとおりであり、アイヌとしてのアイデンティティと誇りを取り戻すことに他ならない。

アイヌに先住民族としての「権利」を認めることは、アイヌに「力が戻ってくる」、「堂々と生きられる」ことになるのである。

第4（国連理事会「ビジネスと人権」作業部会報告書）

実際、国連人権理事会「ビジネスと人権」作業部会は、2024年、その報告書において

「水産資源保護法28条は、わずかな例外はあるものの、アイヌの人々を含むすべての日本人に淡水でのサケの捕獲を禁止している。しかしこの法令は、その生活様式が狩猟や河川でのサケ捕獲を歴史的に伴ってきた、先住民族としてのアイヌの人々の伝統的なサケ捕獲権を適切に考慮していない。この法令は、文化的・儀式的目的でのサケ捕獲を許可するだけで、サケ捕獲によりアイヌの伝統的な生計を支えることはできない。作業部会は、この状況はアイヌの権利を制限し、且つ海でサケを捕獲することを許可された事業者に利益をもたらすことを懸念し、政府による再検討を正当とする。」、

「政府が、森林を管理し狩猟するアイヌの人々の集団的権利を認めていないことは適切でない。」、

と指摘している（甲98・99、42項）（控訴理由書60頁以下）。

特別採捕許可が控訴人の先住民族としての文化享有権を認めるものでないことは、世界のいたるところで人権遵守を監視する、国連の主要な政府間機関である国連人権理事会の部会による上記指摘からも明らかである。

以上